

平成 23 年 天草市農業委員会第 11 回総会議事録

平成 23 年 11 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（35 名）

1 番	鬼塚 猛清	君	2 番	滝下清三郎	君
3 番	川崎眞志男	君	4 番	坂上 眞守	君
5 番	梅本 秀幸	君	6 番	福本 富人	君
7 番	佐々木碩哉	君	8 番	稲田 秀敏	君
9 番	鶴田 雄士	君	10 番	元島 正則	君
11 番	松岡 健吾	君	12 番	-	
13 番	松本カツエ	君	14 番	山本 友保	君
15 番	森岡 一正	君	16 番		
17 番	松川 兼光	君	18 番	倉田 喜一	君
19 番	川口 直	君	20 番	原田 康盛	君
21 番	山本 隆久	君	22 番	浦上 廣幸	君
23 番			24 番	山田 昭則	君
25 番	川峯 正美	君	26 番	佐藤 駿二	君
27 番	池田 裕之	君	28 番	川原 昭雄	君
29 番	前田 達也	君	30 番	小松 信男	君
31 番	江良 邦勝	君	32 番	落合 正實	君
33 番	宮崎 義一	君	34 番	椎場 次穂	君
35 番	松原 高弘	君	36 番	小堀田幸一	君
37 番	戸谷 泰典	君	38 番	森本 文隆	君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

16 番	大塚 宏	君	23 番	平岡 秀樹	君
------	------	---	------	-------	---

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内 健二	主 幹	中村 政一
主 任	吉田 直哉	主 任	松村 康平
主 事	寺澤 大介		

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 58 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 59 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 60 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 61 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 議第 62 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の除外申請について

日程第 7 議第 63 号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の編入申請について

日程第 8 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

事務局（森内健二君） 皆さん、こんにちは。定刻となりましたのでただいまから平成 23 年第 11 回総会を開会致します。初めに鬼塚会長からご挨拶をお願いします。

会長（鬼塚猛清君） 皆さん、こんにちは。秋も深まりまして、朝夕だいぶん冷え込んでまいりました。また、天候不順でみかんの採取等、皆さん方各人の農作業が大変かなと思っております。私は営農組合で麦を 7 町 5 反作るのですが、後 3 町位作業が残っております。今日も午前中種を蒔いてきたんですけれど、なかなか水田が乾かず苦労しております。皆様方、体には十分注意していただきたいと思っております。

それではただいまから総会を始めさせていただきます。

事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は、16 番大塚委員、23 番平岡委員の 2 名の委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員の方がご出席でございますので、総会は成立しております。

ここで、総会の進行方法について少しお願いを致します。申請者の住所や氏名は個人情報でございます。このため農業委員会総会の議事録は保存用のほかに住所や氏名を伏せた閲覧用の書類を作成しているところです。しかし総会は原則公開となっておりますので、傍聴者が来られた時を想定しまして個人名を発言しないように変更したいと思います。委員さんのお手元には総会の議案書が配布してありますので、あえて個人名を発言しなくても議案書を見ると住所や氏名は判るようになっております。また、これによりまして総会の議事録を 2 種類作成する手間も省けますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。例えて言いますと、「楠浦町の譲受人は・・・」、「贈与を受ける人は・・・」や「転用申請される方は・・・」のように個人名は言わないようにお願いします。

それでは、会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願ひ致します。

議長（鬼塚猛清君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは、19 番川口直委員、20 番原田康盛委員を指名致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第 2、議第 58 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各申請案件について一括説明をお願ひ致します。その後、農業委員より説明をお願ひします。

主事（寺澤大介君） お手元の資料の 、 をご覧ください。1番について説明します。
楠浦町の譲受人は、兵庫県芦屋市の譲渡人より楠浦町の田 2,013 m²を贈与により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて 10km 以内で容易に通作でき、申請地には飼料稲を栽培される計画です。また、農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、今回取得する農地も含め全て耕作を行なうとのことで、全部効率利用を行なわれると認められます。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。

主任（吉田直哉君） 2番、3番、4番は五和町御領地内における統合小中学校建設に係る学校用地への提供に伴う代替地取得に関する案件です。

まず2番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑 4,349 m²を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は全て 10km 以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培される計画です。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。

3番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の田 4,078 m²、畑 577 m²を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は全て 10km 以内で容易に通作でき、申請地はそれぞれ水稻、野菜、果樹を栽培される計画です。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。

4番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の田 499 m²を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は全て 10km 以内で容易に通作でき、申請地は水稻を作付される計画です。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。

5番について説明します。五和町の譲受人は神奈川県藤沢市の譲渡人より、五和町の畑 304 m²を受贈により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は全て 10km 以内で容易に通作でき、申請地は野菜を栽培される計画です。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。

主事（寺澤大介君） 6番について説明します。有明町の譲受人は、有明町の譲渡人より

有明町の畑 564 m²を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて 10km 以内で容易に通作でき、申請地には晩柑を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当していません。

主任（吉田直哉君） 7 番について説明します。久玉町の譲受人は久玉町の譲渡人より、久玉町の田 3,595 m²を売買により取得したいというものです。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離は全て 10km 以内で容易に通作でき、申請地は水稻と施設野菜を栽培される計画です。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当していません。以上です。

議長（鬼塚猛清君） それでは 1 番について担当委員より説明をお願いします。

1 番（鬼塚猛清君） 1 番鬼塚です。1 番について説明します。場所は農業委員会で を作っていただいたところでございます。広い方の水田でございます。譲渡人と譲受人は親戚関係ということで、親族からの受贈というかたちで譲り受けて自分で耕作するとのことです。飼料稲を作りたいということです。なんら問題ないと思います。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明致しました 1 番の件につきまして、質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、1 番の件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に 2 番について担当委員より説明をお願い致します。

21 番（山本隆久君） 21 番山本です。2 番について説明します。先程事務局から説明がありましたとおり、この案件は五和町の小中学校の用地の代替地としてあがった案件でございます。譲受人は認定農業者であり、農業をがんばっておられます。特別問題になるようなことはございません。よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番について担当委員より説明をお願い致します。

21番（山本隆久君） 21番山本です。3番について説明します。3番の案件も2番の案件と同じく五和町の小中学校の用地の代替地としてあがった案件でございます。譲受人も高齢ですが農業をがんばっておられます。なんら問題ないと思います。よろしく願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました3番の件につきまして、質疑はございますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番について担当委員より説明をお願い致します。

21番（山本隆久君） 21番、山本です。4番について説明致します。譲受人の経営面積がちょっと4反に足りないですけど、後で審議される利用権設定も申し出ておられます。利用権設定予定農地が1反少しありますのでそちらの面積も加えると下限面積はクリアできると思います。特別問題はないと思います。よろしく願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に5番について担当委員より説明をお願い致します。

38番（森本文隆君） 38番、森本です。5番について説明致します。この案件は譲受人が異なりますが、前回の総会において不許可になった申請地と同じところですが、申請地が今回の譲受人の自宅のすぐ横にあります。贈与での所有権移転で、譲受人は水稲と野菜等も作っておられますので、今後がんばっていかれると思います。なんら問題はないかと思えます。よろしく願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に6番について担当委員より説明をお願い致します。

22番（浦上廣幸君） 22番、浦上です。6番について説明致します。申請地は国道344号線を通りまして、有明の がありますけれどそこから30m位行ったところにあります。譲受人は申請地の横にデコポンを栽培しておられます。申請地には河内晩柑を栽培するという事です。譲渡人はみかんを1町超えるくらい栽培しておられまして、譲受人が規模拡大するので農地を売って下さいということで今回申請されたそうです。なにも問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に7番について担当委員より説明をお願い致します。

31番（江良邦勝君） 31番、江良です。7番について説明致します。譲受人と譲渡人とも私と同じ地元の方なので詳しく把握しておりますが、デコポンやハウスでの野菜をそれぞれ栽培して相当がんばっておられます。場所は牛深のちょっと奥の方で、先日農地パトロールで回った場所でございます。問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。

議長（鬼塚猛清君） 日程第3、議第59号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願いいたします。

主事（寺澤大介君） お手元の資料の 、 、 をご覧ください。1番について説明します。栖本町の申請人は植林し山林とするため、栖本町の畑13,747㎡を転用したいというものです。既に一部植林しているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

29番（前田達也君） 29番、前田です。1番について説明致します。申請人は 歳ということで大変高齢でございまして、みかんを作っておられましたけど管理ができないということで山林として植林したいということです。既に植林してあるため始末書が添付してあります。現地を確認しましたところ、周囲はほぼ山林の状態でなんら植林による悪影響はないと判断しました。審議をよろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

議長（鬼塚猛清君） 日程第4、議第60号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 1番について説明します。本渡町の譲受人は個人住宅とするため、八幡町の譲渡人より本渡町の畑262㎡を売買により転用したいというものです。既に宅地として造成されているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

9番（鶴田雄士君） 9番、鶴田です。1番について説明致します。資料 の3ページと4

ページをご覧ください。譲受人が家族4人でアパート住まいでしたが子が成長し狭くなったので個人住宅を建てたいという申請でございます。場所は本渡牛深線からの方へ150m位入ったところから西側へ7、80m入った左側でございます。資料の3ページの配置図で判ると思いますけど、申請地の北の宅地は、先月の総会でアパートを建てたいという申請をされ、許可された場所でございます。西側の畑には農業用倉庫が建っております。また、譲渡人が昭和62年に個人住宅を建てたいということで転用申請をされましたけれど、建てるができなかったということで譲受人に売り渡して譲受人が個人住宅を建てるということでございます。別に問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願い致します。

主任（吉田直哉君） 2番について説明します。大浜町の借受人は店舗用駐車場とするため、五和町の貸渡人から丸尾町の畑230㎡を賃借により転用したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第3種農地になっております。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。2番について説明します。事務局説明のとおり、駐車場として転用したいというものです。申請地は最近駐車場として利用してありましたので、始末書が付いております。店の駐車場が不足するため駐車場を拡張したいというものです。雨水は既設の道路側溝へ流されます。資料の5ページの配置図で申請地の南西方向に畑がありますが、これは貸渡人と兄弟の方の所有で同意も取っており周囲にほかの農地はなく問題ないと思われまますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 3番について説明します。熊本市の借受人は資材置場とするため、本渡町の貸渡人2名より本渡町の田1,563㎡を賃借により転用したいというものです。既に資材置場とされているため始末書が添付されています。

資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第3種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

35番（松原高弘君） 35番、松原です。3番について説明致します。事務局説明のとおり資材置場として転用したいというものです。借受人は既に機械を置いておりますので、始末書が付いております。本人にお伺いしましたところ、平成5年度にリース建設機材を置きましたが、最近農地である事が判り今回の申請になり大変申し訳ないとのことでした。生活排水等は公共下水道に、給水は市水を利用され、雨水は既設の道路側溝へ流されます。周囲に農地はなく問題ないと思われまますのでよろしくご審議お願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

次に4番について事務局より説明をお願い致します。

主任（松村康平君） 4番について説明します。楠浦町の譲受人は貸家、駐車場とするため、八幡町の譲渡人より楠浦町の田301㎡を売買により転用したいというものです。既に貸家、駐車場とされているため始末書が添付されています。

別紙資料 の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下、記載のとおりとなっております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

1番（鬼塚猛清君） 1番、鬼塚です。4番について説明します。場所は楠浦の のすぐ前でございます。ここは以前基盤整備された時に非農地としてまとめて3ヵ所確保してあったところでございます。 の下に新興住宅が建っておりますけれど、ここは一括してそこ

の区域の人達が埋めた場所でございますので始末書が付いております。本当に申し訳ない
と思っているそうです。周囲に農地はなく影響ありません。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました4番の件につきまして、質疑はありません
か。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致
します。

次に5番について事務局より説明をお願い致します。

主事（寺澤大介君） 5番について説明します。楠浦町の譲受人は植林し山林とするため、
兵庫県芦屋市の譲渡人より楠浦町の田563㎡を贈与により転用したいというものです。

資料の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっ
ております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

1番（鬼塚猛清君） 1番、鬼塚です。5番について説明致します。場所は資料の11ペ
ージを見てください。申請地の南側が という集落でございますけれど、この集落から
1.2kmから1.3km程行ったところです。12ページの写真を見てください。山の迫田でござ
いまして、基盤整備しても価値がないということで基盤整備から除外した地域でございま
す。山林として利用したいということでございます。なんら問題ないと思います。よろし
くお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明致しました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致
します。

次に6番について事務局より説明をお願い致します。

主任（吉田直哉君） 6番について説明します。本町の譲受人は宅地を拡張するため、本
町の譲渡人より本町の畑67㎡を交換により転用したいというものです。

別紙資料の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地と
なっております。以下、記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

18番（倉田喜一君） 18番、倉田です。6番の件につきましてご説明致します。場所はより1.5km程本町の方に登ったところでございます。資料の13ページを見ていただきたいと思います。譲受人の自宅のところに畑が67㎡、ちょうど図面の下のほうにございます。譲渡人所有の畑が申請地に隣接しておりまして、譲受人の土地と交換するとお互いにいいんじゃないかということで、今回交換ということでございます。登記は譲受人がされるそうです。交換予定の譲受人所有の農地面積が譲渡人所有の農地面積より少し広がっているそうでございます。既に宅地として使用してありましたので、始末書が添付されております。よろしくをお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可相当であると決定致します。

議長（鬼塚猛清君） それでは、日程第5、議第61号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より一括説明をお願いいたします。

主任（吉田直哉君） 議第61号について説明します。4ページに亘って議案をお示ししておりますが、それぞれ1ページ目は所有権移転、2ページ目以降は利用権設定の申し出となっております。

1番の倉岳町の申請人ほか所有権移転の計画が1件、利用権の新規設定の計画が14件で、総面積は53,071㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は法人であり、本市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の アに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありませんか。

（なしとの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは所有権移転の計画 1 件、利用権の新規設定の計画 14 件について質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので、15 件については、計画のとおり決定致します。

議長（鬼塚猛清君） それでは日程第 6、議題 61 号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願い致します。

主任（吉田直哉君） 議第 62 号について説明します。「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2」の規定により市長から農業振興地域整備計画の個別見直しに係る農用地区域からの除外等申請に関し審議の依頼がっております。

なお、除外申請につきましては、除外がなされたときに転用許可の可能性、見込みがあるかないかをご審議いただくものです。

今回、除外に関しては、田 5,143 m²、畑 1,130.7 m²、総面積 6,273.7 m²、全 7 件の申請となっております。見取図、配置図、現場写真は資料 の 16 ページから載せておりますので併せてご覧いただきたいと思ひます。

それでは、1 番の案件からご説明いたします。楠浦町の申請人は楠浦町の田 240 m²を近隣住宅居住者用の有料駐車場としたいというものです。申請によりますと 11 台分を整備する計画となっております。除外後の立地条件は第 2 種農地で農地法許可基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

1 番（鬼塚猛清君） 1 番、鬼塚です。1 番について説明します。場所は、楠浦町の大門口地区にある から の中間にあたる集落でございます。ここは基盤整備から除外したところで、今新興住宅の区域になっているところでございます。幅が 2.5m から 3m 位の共有道路がございすけれど、やはりそこには駐車できないということで駐車場を作りたいとのこと。資料 の地図を見てもらえば判りますけれど、申請地は道路の末端で、今柳の木のような植物がびっしり植わっています。ほかになんら問題ないと思ひます。皆さん方のご意見をお聞きしたいと思ひます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明致しました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

28 番（川原昭雄君） 28 番川原でございますが、農業振興地域というのは、これは責める

わけではございませんが、中身でございますが、この土地は農用地区域内に残そうやと地域が盛り上がり農業振興地域の圏内として定めているわけでございます。これは1番ばかりではなくて、他の案件についてもそういうことをいわれるわけでございます。ここを除外することによって他の振興地域の圏内というのは残るわけでございますが、そこらの他の方々の、あるいは地域全体の考えはいかなものかと思うわけでございますので、1番ばかりじゃなくて事務局が受け付けの段階で聞いていらっしゃるのかどうかそこらについてご回答いただきたいと思っております。

主任（吉田直哉君） 今の川原委員のご質問にお答えしたいと思います。今回除外の申請が7件ということで、行政側の内部的なことなのですが、除外の最終的な許可は市長部局で行います。その除外申請に対して農業委員さん方の意見を伺い、市長部局へお答えします。申請は市長部局の農業振興課で受け付けて、農業委員会事務局はその申請書類一式の写しをいただいています。今回の申請に至っては、全て隣接農地所有者の同意書が添付されておりますので、隣接農地所有者の意向は市長部局受け付け段階で審査されていると思われま。事務局ではその隣接農地所有者の同意書のチェックは済んでいるところです。以上です。

28番（川原昭雄君） なかなか不合理な点が発生したらいかんな、という思いがあるわけでございます。農業委員会にお任せしますじゃなくて、やはりそれは行政の方のこの地域は農用地区域内に残す土地だよと、あるいは除外するならば全体を考えてみなくちやいかんなという意見も当然あってほしいわけでありま。この農業委員会でもそういう意見があったということはひとつ記憶に残していただきたいと思いま。

議長（鬼塚猛清君） そういうことで事務局、お願い致します。

1番（鬼塚猛清君） 私の説明が少し足らなかったのではなかったらうかと思っておりますので、少し説明したいと思います。申請地を埋め立てた経緯は、昭和30年位にまだポンプ場とか排水路とかできていない時にここを埋めかかって、中断したところです。農地が2町位ありましたけれど、ここは大雨の時は冠水して住宅が少し浸かるということで大分集落でも議論されました。反対運動までなされた地域でございます、資料の18ページを見ていただくと判るように、申請地の先の方は反対運動が始まったために仕掛けていっちょいたところです。また、基盤整備もどうかという話もございましたけれど、ここは本当に深い沼でございますして30cmの客土では大型のトラクターではぬまるということで基盤整備から除外しております。客土を1m位すると水が溜まるため、上の方の農地まで客土する必要があります。そういうことで除外しております。また30年位管理されておられません。耕運機も入れれば入ったなりで、うんともすんともいわんとです。昔食料難の時に水稻

が作られた沼地を田として登記されておっただけで、なんら農地として利用価値のないところでございます。

議長（鬼塚猛清君） ほかに質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可見込みがあると決定致します。

次に2番について事務局より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 2番について説明します。兵庫県芦屋市の申請人は楠浦町の田713㎡に植林したいというものです。周辺は既に山林となっており、申請地も今後山林として管理したいとのことで申請に至っております。除外後の立地条件は第2種農地で農地法許可基準に適合しております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

1番（鬼塚猛清君） 1番、鬼塚です。2番について説明します。資料の19ページをご覧ください。この集落のところも先程申し上げましたという集落から山手の方に大分入ったところでございます。本当に周囲が山林化してどうにもこうにもならない地域でございまして、山林として管理したいとの申請が出ております。よろしくお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明致しました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可見込みがあると決定致します。

次に3番について事務局より説明をお願いします。

主任（松村康平君） 3番について説明します。本町の申請人は、現在の施設が老朽化したため本町の田4,038㎡に障がい者更生施設を新設したいというものです。立地条件は農用区域から除外されると第2種農地となります。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

18番（倉田喜一君） 18番、倉田です。3番について説明します。申請地付近にという施設が昭和 年に建てられまして、2、3年前に雨漏りがしたためトタン張りの屋根が瓦葺きに換えられています。そして耐震設備が全然ありませんし、狭い廊下で万一災害があり

ますとどうしようもないということで、今回既存の施設の近くに新築しようということ
です。申請地は先程の話にありましたように、柳の木が大分の数植わっております。ヨシと
かが腰位の高さまで伸びております。今では猪の遊び場みたいになっております。よろし
くご審議をお願い致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました3番の件につきまして、質疑はありません
か。

20番（原田康盛君） 20番、倉岳の原田です。ただいま倉田委員からの説明聞きましたけ
れど、判らない点がありますのでお尋ねしたいと思います。写真を見ますと、申請地の手
前に田がありますけれど整備されて一等地の田ではないかと思えます。ここに障がい者施
設を建てることは社会のためになると思えますけれど、ヨシ原の荒地のようなところでも、
1回農用地区域からの除外をすると周りの田に障害が出はせんだろかという心配もあるわ
けですよ。周辺の苦情とかが出ていないか、そういうところの説明をお願いします。

18番（倉田喜一君） 18番、倉田です。配置図の21ページを見ていただきたいと思いま
す。配置図に向かって左手ですが、左手の農地所有者はグリーントップに白菜、大根、キ
ャベツ等を出荷されている方でございますが、 を定年で辞められ、その後奥さんと2人
で野菜を作っておられます。この方に話を聞いたわけでございますが、申請地の左手の畑
は申請地よりも2m位高くなっております。そして施設建設に同意もしたということござ
います。その手前の田は申請者の の田でございます。それと申請地は真四角な田ではご
ざいませんで、面積は広がっておりますけれど、ここには駐車場や、もし何かあった
場合にすぐ外に出て待機する場所等になる予定であります。配置図で申請地の下は山で真
ん中に通っているのは30cm位の用水路の溝でございます。ここは左の田より低くなってお
りますし、左の田に影響がないように高くはしないということでした。建物の高さや位置
からも日照の影響はないんじゃないかと思って見て参りました。よろしいでしょうか。

20番（原田康盛君） 倉田委員の説明で判りました。南側は山林ということで影響がない
と思えますけれど、北側が田となっておりますから排水とか雨、風ですね。建物が建つこ
とによって打ち雨とか排水に流れる水、建物に当たる風によって被害に遭わないか心配が
あるわけです。そういうことで近隣から承諾が取ればよかつじなかつかなと思います。
以上です。

議長（鬼塚猛清君） ほかにございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可見込みがあると決定致します。

次に4番について事務局より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 4番について説明します。愛知県豊田市の申請人は本町の畑447.7㎡に個人住宅、通路及び墓地を整備したいというものです。申請人は現在、県外に居住し会社勤務をされていますが、来年10月、定年退職と同時に帰郷し定住したいということで今回の申請に至っております。除外後の立地条件は第2種農地で農地法許可基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願いします。

18番（倉田喜一君） 18番、倉田です。4番について説明します。申請人は現在愛知県に住んでいらっしゃいます。出身は本町でございます、小さい頃両親と住んでいらっしゃったそうでございます。現在では両親とも亡くなり、家も小さい家であったため壊れて跡形だけ残り、草が育っているような状況でございました。申請人は来年の10月には定年退職し、元々ありました山林と畑を老後の楽しみに作ろうかということでございます。農用地区域からの除外は宅地とそれに隣接する道、これが447.7㎡。これを農用地除外をお願いするというようなことでございます。よろしくご審議をお願いします。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

20番（原田康盛君） 20番、倉岳の原田です。ただいま倉田委員からの説明聞きましたけれど、また念を押ししたいと思います。2反4畝の内の447㎡ですね。宅地と墓、宅地は別に影響ないと思いますけれど、墓は周辺の農地への影響とか不満とか反対とかは出ておらんとですか。そこら辺を聞きたいと思います。

18番（倉田喜一君） 18番、倉田です。周囲の同意書は取っております。周りには1軒だけ家があって、200m以内には他の家はないところでございます。墓地は宅地から山手の方に登ったところに建てるっちゅうなことでございます。地図を見てもらうと判ると思いますが、ほとんど宅地の北側が田で後はほとんど山林で東側が畑になっております。排水同意書は区長さんより取っております。墓地に関しても近くの家の方から同意を取っております。農用地区域からの除外がされた後、宅地申請や墓地申請をやるということでございます。以上でございます。

20番（原田康盛君） 倉田委員の説明は判りました。近隣の反対や影響がなからんばですね、墓を建てるのは一般にあまり縁起のよかもんじゃなかもんですから、そこら辺を確認取りたいということでした。以上です。

議長（鬼塚猛清君） ほかにございませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可見込みがあると決定致します。

次に5番について事務局より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 5番について説明します。御所浦町の申請人は御所浦町の畑345㎡のうち117㎡を自宅駐車場へ、残りの228㎡を植林したいというものです。転用許可後に地目変更と併せて分筆の登記を同時に行ないたいとのことでした。既に一部が駐車場として使用されており始末書が添付されております。除外後の立地条件は第2種農地で農地法許可基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

主任（吉田直哉君） 担当の平岡委員が欠席のため、議案の補足説明を預かっておりますので発表します。「譲受人は譲渡人所有の畑345㎡を2筆に分筆、117㎡を譲受人宅玄関先駐車場とするため譲り受けたいとのこと。残りの228㎡は譲渡人が杉の木を植林し、土地を保全したいということから農業振興地域における農用地区域からの除外申請に至る場所は御所浦町唐木崎、県道龍ヶ岳御所浦線より幅員2.5mの道路をm奥に入った傾斜の強い住宅地にあり、周りは全て耕作放棄地です。添付書類、土地の現況を見ました結果なんら問題はありませんでした。譲受人が高齢で健康面からも申請の要因と言えます。既に駐車場として施行が完了していることから、譲受人から始末書が添付されています。ご審議の程、よろしくお願い致します。」以上です。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました5番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可見込みがあると決定致します。

次に6番について事務局より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 6番について説明します。新和町の申請人は地縁団体として新和町の田152㎡を自治公民館駐車場としたいというものです。除外後の立地条件は第2種農地

で農地法許可基準に適合しております。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

19番（川口直君） 19番、川口です。6番について説明します。地図が資料の27ページ、写真が28ページに載っています。まず、写真を見てもらいまして、申請地のちょうど後がここの地区の自治公民館になります。公民館に駐車場がないために土地の所有者が寄付されまして駐車場として利用するという事です。よろしくお願ひしときます。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可見込みがあると決定致します。

次に7番について事務局より説明をお願いします。

主任（吉田直哉君） 7番について説明します。五和町の申請人は五和町の畑338㎡に個人住宅を建築したいというものです。申請地の属する集落には介護が必要な申請人の叔母が一人暮らしをしており、同集落に転居したいということで今回の申請に至っております。除外後の立地条件は第2種農地で農地法許可基準に適合しております。

議長（鬼塚猛清君） 次に担当委員より説明をお願い致します。

21番（山本隆久君） 21番、山本です。7番について説明致します。地図が資料の29ページ、写真が30ページです。ご覧いただくと判るとおり、五和支所から、信号機からm位手前になります。の集落から出てくる道路と国道が交差しております。国道に直接は面しておりませんが、国道のすぐ横になります。申請者は他にも自分名義の土地があるということですが、住宅を建てるには道路がないということでこの土地を選定したということでございます。隣の畑の同意も取れております。また、排水同意も区長さんから取れております。なんら問題はないと思います。よろしくお願ひ致します。

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可見込みがあると決定

致します。

議長（鬼塚猛清君） それでは日程第7、議題63号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域の編入申請についてを議題といたします。事務局より一括説明をお願い致します。

主任（吉田直哉君） 編入については3件の申請があります。

1番について説明します。下浦町の申請人は農地保全のため下浦町の畑1,944㎡を農用地区域へ編入し、中山間地域等直接支払事業の集落協定対象農地としたいというものです。

2番について説明します。倉岳町の申請人は農地保全のため倉岳町の田1,185㎡を農用地区域へ編入し、中山間地域等直接支払事業の集落協定対象農地としたいというものです。

3番について説明します。栖本町の申請人は農地保全のため栖本町の田5,350㎡を農用地区域へ編入し、中山間地域等直接支払事業の集落協定対象農地としたいというものです。以上です。

議長（鬼塚猛清君） 事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありませんか。

（なしとの声あり）

議長（鬼塚猛清君） ただ今説明がありました1番から3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（鬼塚猛清君） それでは、本件につきまして異議なしと決定致します。

議長（鬼塚猛清君） それでは日程第8、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

主事（寺澤大介君） 報告事項について説明します。資料番号 の最後のページをご覧ください。今回は農地利用・形状変更届が本渡から1件、農地法第4条に係る許可不要転用届が本渡から2件、農地法第5条に係る許可不要転用届が栖本から1件、農地法第18条第6項の規定による賃貸借合意解約の通知が倉岳1件、栖本2件、五和2件、河浦1件の計6件、使用貸借合意解約通知が五和、河浦から1件ずつあります。

主幹（中村政一君） 補足させていただきます。資料 の報告事項については許可不要転用届の第5条関係までしか載っていません。合意解約関係につきましては、個別の案件は載せておりません。資料 の総会審査件数一覧の報告分のところをご覧ください。件数だけ

を載せております。申し添えておきます。以上です。

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成 23 年天草市農業委員会第 11 回総会を閉会いたします。

午後 3 時 10 分

閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鬼塚猛清

署名委員 川口 直

署名委員 原田康盛